

○漁村振興に関する請願（第一六三三号）

○果樹の凍害対策に関する請願（第一六三四号）

○急傾斜地帯の土地改良事業費増額に関する請願（第一六三五号）

○農地開発事業促進に関する請願（第一六六二号）

○香川県塩飽、直島両海域の入会漁業許可に関する請願（第一六六八号）

○新潟県清津川総合開発促進に関する請願（第一六七五号）

○豆類の品種改良等のため北海道の試験研究施設大強化に関する請願（第一六九九号）

○農地改革是正に関する請願（第一七一三号）

○森林病虫害防除費国庫助成のわく撤大等に関する請願（第一七一四号）

○委員長（江田三郎君） ただいまから委員会を開会いたします。

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案を議題にいたします。

本法律案は衆議院議員綱島正興君外七名の提出にかかり、去る七月二十六日予備審査のため本院に送付、即日当委員会に予備付託となつたものであります。

まず提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員（淡谷悠蔵君） ただいま提案と相なりました昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月に東北並びに北海道を襲ひました水害によりまして、その

保有している米麦が流失、埋没もしくは腐敗等により、あるいはまた水害による著しい減収により飯用食糧に事欠く農家が多数生じている状態でありまして、これら飯米不足の被害農家に對しまして、飯用食糧確保の方途を講じまして、安んじて生業に精勵することができようないたす必要がございます。

昭和二十八年六月及び七月の大水害、または同年並びに翌二十九年の冷害等の場合に与つた米麦の売り渡しの特例措置にならざるは、政府所有の米穀、麦及び麦製品を特別価格で売り渡し、もつて、被害農家の再生産確保に寄与いたす目的をもつて、本法案を提出いたす次第であります。

次に本法案の内容の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律に基き米麦の売り渡しを受ける被害農家は、本年六月及び七月の水害により、その生産にかかるとる所有米麦を流失、埋没もしくは腐敗し、または著しい減収のため、その農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとする。

次に政府は、その必要とする米麦を都道府県に売り渡し、都道府県は、市町村を通じて被害農家に米麦を売り渡すこととする間接的な方法をとりまして、及び政府の売り渡し価格は、被害農家の購入価格がおおむね生産者が政府に売り渡した場合の基本価格となるように定められたこととあります。

以上が本案の提出の理由並びに内容の概要でございます。慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（江田三郎君） 本法律案の審議は後日に譲ります。

ちよつと速記をとめて。

○委員長（江田三郎君） 速記を始め

議題に追加して中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

○田中啓一君 ただいま提案いたしました中央卸売市場法の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。

現行の中央卸売市場法は、大正十二年に制定されたものでありまして、社会経済事情の一変した今日においては慎重検討を加へ、実情に即応して根本的な改訂を加へなければならぬと考へられるのでありまして、政府も同様の見解をもちまして、今年度新たに経費予算約二十万円をもつて審議院を設け、中央卸売市場法の改正調査に着手することになったのであります。

したがらこれが結果についてはかすに時日をもつてしなればならぬのでありまして、その間市場の取引は一日もこれを休止することはできないのであります。

しかして今日、市場取引の適正を期する上において特に大きな障害が二つあるものでありまして、それは市場施設の狭隘・不備と取引の中心である卸売人の乱立がそれでありまして、

第一の市場施設の整備につきましては、農林省は、市場施設整備拡充計画を策定し、これが実施に必要な補助金及び起債等の確保に努めまして、すでに昭和三十年年度一般会計予算におきまして数千万円の補助金に要する経費が計上されておるのであります。

第二の卸売人の乱立の是正に關しましては、昨昭和二十八年十一月農林省農林経済局長及び水産庁長官連名をもつて市場の開闢者たる関係都市及び関係都府県知事あて中央卸売市場の卸売人の整備統合について通達を行い、卸売人の自主的な整備を奨励したのであります。

しかしながら、開闢者及び産地荷主等からの要望もあり、市場取引を明朗化し、かつ無用な経費を節約するため、各市場卸売人の間において自主的に整備統合しようとする気運が熟し、特に大阪市中央卸売市場の卸売人は、当局の勧奨に従つて統合を完了して、新しい会社によつて業務を開始する運びとなつたのであります。

かかる大阪市中中央卸売市場における卸売人の統合に際して起つたような問題は、現行中央卸売市場法が卸売人の合併又は営業の譲り受け等に関する明確な規定を欠くことによるものと考へられます。

そこで、中央卸売市場法の根本的な改正についてはこれを他日に譲ることとし、さしあたり当面する障害について、施設の整備に關する新規予算の成立に對処し、卸売人の整備統合に關してこれを促進し、かつ卸売業務の許可についてもその適正をはかるため、本法律案を提出出すことにいたしました次第であります。

しかしてその内容は、従来中央卸売市場の卸売業務の許可は、地方長官が行ふこととなつていましたものを、これを改めて、主務大臣が行ふこととし、さらに卸売人の合併または営業の譲り受けについて主務大臣の認可を受けたときは、これについては私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律を適用しないこととし、主務大臣がこの認可を与えようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならぬものとしようとするものであります。

以上が本法律案を提出するに至りました理由及びその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

○委員長（江田三郎君） 本法律案の審議は後日に譲ることにいたします。

○委員長（江田三郎君） 次に先ほどお諮りいたしましたように請願を議題にいたします。

○委員長（江田三郎君） 次には先ほどお諮りいたしましたように請願を議題にいたします。

先般文書表第十一回報告までの請願を処理したのでありますが、その後第十二回から第十七回までの分八十七件が本委員会に付託されておりますので、前例の方法によりまして順次御審議を願うことにいたします。

午前十時五十六分速記中止

午前十一時四十五分速記開始

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

ただいままでの審議の結果、請願第六百八十六号外六十四件は、議院の會議に付するを要するものとして、内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。なお、報告書についてはこれを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さう取り計ります。

○委員長(江田三郎君) 次にスギタマバエの件を議題にいたします。

この件は先刻諸願処理の際問題になりましたのでありまして、採択と決定をされましたが、この問題につきまして政府の善処を求めるため、ここに特に議題といたした次第であります。最初三浦委員から問題の要点を御発言願うことにいたします。

○三浦辰雄君 これは前の委員会でも現物をたしか持ってきて陳情者から話を聞いたことがあるように思いますが、このスギタマバエは昭和二十六年

あたりに鹿兒島の一部に発生を見まして、その蔓延を、周辺の者として、あるいは林野の一部でも非常に気にしておったのでありますが、なかなか経費が及ばない、そのうちにだんだん広がりました。最近では被害面積が国有林が約七万町歩、民有林が七千数百町歩、合せて七万七千余りが現在その被害の対象となつておまして、現に鹿兒島は全県、それから宮崎県も延岡の周辺まで、延びてきて、やがてこれが熊本に、あるいは大分に來るのではないかというので、あちらの方面の人たちは、ことに植林をやつてゐる連中は、非常に戦々きようきようの形で心配をしてゐる問題であるわけでありまして、幸いこのスギタマバエは研究者によつてその習性がはつきりわかつた、どうすればこれを効果的に駆除することができるとかという習性がわかつたのであります。で、昨年は国有林の方では自分たちの金を都合して実験して見た、その結果は先般ここへ持つて來てその現物を見たように、明らかにその効果が出てゐるのであります。従いましてこの問題については衆議院の農林水産委員会におきましても去る七月十六日決議をしております。讀んでみますと、

きである。

右決議する。

昭和三十年七月十六日

衆議院農林水産委員会

と、こういう決議を満場一致して行つたのであります。

その後この委員会におきましても三年度の予算の補正等をめぐつて、明らかでない点を明らかにする機会がありました。この問題が、この問題が、主計局の原次長もあられて、この問題が一応言われたのでありましたが、當時衆議院の方の委員長はあの補正のときには確かにこれは入つてゐるのだといふことを主張したものであります。したが、その後調べてみますと、この問題、これは国有林についての被害防除の措置の話と、民有林のこの防除事業に対する経費とが混同されておつたことが明らかになつて、民有林については何らかの斯ギタマバエに対する防除の経費といふものはつけてなかつたといふことが明らかになつたので、非常に驚いて、その処置に困つておるといふのが実情のようでありました。そこで先ほど審議になりました請願の中にありますように、法定の病虫害としてまずこれを取り入れて、さうしてまた地域的に狭い鹿兒島、宮崎という県の一部にある間にこれを徹底的に駆除をするのが最も効果的であらう。杉はいくらまでもなく日本の造林樹として一番多いものでありますから、この点が問題の中心でありまして、私としては、まず法定の病虫害に加えて行く、さうして現在ある予備費をもつて松その他の病虫害とともにこれを駆除して、さうしてその発生状態によつて当然見積られてあるそれらの

病虫害経費がなくなりますから、その際には予備費等から出すといふことを明らかにしておくことが、一番まあ手つとり早いさうした問題かと、私はさういふことを考えます。

○委員長(江田三郎君) ただいまの三浦委員の発言に對しまして、政府の見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(柴田榮君) スギタマバエの被害に關しましては、ただいま三浦先生からお話のような実情でございまして、聞き違ひかも知れませんが、数字が逆になつておつたやうな感じがいたしますので、間違つておつたら御修正を願ひたいと思ひますが、現在ちやうど七月の十三日に担当官を招集しまして、最も新しい資料を集計いたしました結果、国有林は七千三百四十四町歩になつております。民有林が約七万町歩、六万九千九百四十九町歩、ちやうど逆になつておつたやうな感じがいたしますので、これを修正させていただきます。このスギタマバエは実は從來ほとんど問題にならなかつた害虫でございまして、生活態自体もよくやく二十九年に初めて明確になつたといふやうなわけで、先生のお話の通りに、二十六年から鹿兒島の一部に、国有林、民有林とも発生した次第でございまして、當時害虫の生活態自体がつかめなかつた。そこで的確な防除ができなかつたという状況でございまして、調査を進めつつ、まあ申し上げては大へんなんでございしますが、手探りのやうな防除を国有林で進めて参つたといふ次第でございまして、まあそれでも防除についてはかなりの効果

を現わして参つておまして、二十九年に生活態も明確になりまして、さらにこれが防除対策もほぼ見当がつきまして、二十九年年度には国有林といたしましても、相当、六千五百町歩近い被害面積に對しまして、千七百町歩という防除対象の事業を行いました結果は、非常に効果を上げました。さらに民有林につきましても、既配付の経費からテストの意味におきまして流用を大蔵省と御相談いたしまして、四百万円をもつて二千町歩の駆除を実施いたしました。その結果は非常にいい駆除効果を発揮いたしましたので、ぜひともその方法によりまして本年度は防除を徹底させたいといふことで、大蔵省と折衝を重ねて参つておる次第でございまして、諸願等にもあります通り、法定害虫に指定をする、指定が協議成立すれば、予算の問題も当然考えなければならぬので、目下これと並行して協議を進めておるが、一応大蔵省の見解としては、既配付の経費の流用によつてできないかといふやうなお話もありましたが、既配付の経費はマツクイムシあるいはクリタマバエ等の害虫防除に對しては、きつめて少量しか使はできないといふやうな実情で、全く流用の余地はないといふことで、新しくお認めを願ふなければならぬといふやうに考えておりますが、防除の時期といたしましては、生熊からいたしまして、十月はちやうど幼虫が木から離れまして地上に落ちてサナギに化する時期でございまして、この時期が一つの防除時期でございまして、さらにサナギが成虫化して発生する直前、すなわち二月から三月にかけまして、これが

また的確な時期でございますから、これを対象として約七万町歩に對しまして、十月分としまして、私どもでは最も激甚地を約三万町歩程度せひとも防除を実施いたしたい。さらに三十一年の春に、三月に約三万九千町歩を防除して、三十二年には相当減退させたいという計画で、実は予算もお願ひいたしておるといふ次第でございます。熊本の南部にも発生を見つゝあるといふことで、非常に苦慮いたしなうので、協議を進めておるといふのが実情でございます。

○秋山俊一郎君 ちよつとお尋ねしたいのですが、ちよつと林野庁長官が御見えになっておりますので、今の杉に對する害虫ですが、今のお話のうちにありましたクリタマバチ、これが私はつい先月、いや本月ですか、高知県に参りましたところが、高知県のあの四国山脈の中の山村において、これがだんだん広がってきて、それでこれを県の方から早く切り倒せといふけれども、農民はただ切り倒せつたつて切り倒すわけにはいかぬといふので、ほつたらかして行くといい傾向にあるといふことを聞きまして、林野庁ではそれがお耳に入っておりますか、またそういうことに對して何らかの措置を講じておられますか、ちよつとついでです

から……。

○政府委員(柴田榮君) クリタマバチに關しては、一時非常な勢いでしやうけつをきわめまして、これが防除にはずいぶん私どもも苦慮いたしたのでございすが、最近になりましたは、最

もひどい地域には天敵の発生がかなり旺盛になりました、たとえ岡山あたりは大部分終息の方向に進んでおります。半面お話の通り新しい地域、高知付近には、新しい発生を見ておりまして、まあ現在経費も十分ではございせんし、一面におきまして、天敵の増殖といふことが非常にまあ恒久的な対策とも考えられますので、やや安定した所には天敵の増殖を進めておりますが、高知県のように処女地に對しましては、まず先端を押えようといふことで、実は防除を進めることについて相談をいたしております。高知県には、乏しいながらも駆除費も割り当てまして、補助をしていただいておりますといふような状況でございします。

○委員(長江田三郎君) ちよつと先ほどの本問題のスギタマバチの問題について、林野庁長官の方の見解をお聞きしたので、大蔵省の方ではどういふようにお考えになっておりますか。

○説明員(徳宣一郎君) この前でございしましたが、三浦先生の御質疑に對しまして、原次長からお答えしておりますが、スギタマバチにつきましては、去年民有林の部につきまして、実験的に二千町歩に對して流用によつてその措置をとつたのでございすが、その実験の効果が、今林野庁長官のおっしゃつたように、相当高い効果があるというデータが出ておるようございまして、これについてわれわれも至急検討を進めなければなりません。その結果によりまして、現在指定害虫になつておるもの、なおそのほか現在指定害虫になつていないもの、こ

ういふものの権衡を見比べまして、スギタマバチを法定害虫に指定する

かどうかといふ問題を至急検討いたしたいと考えておるわけでございします。なお、指定害虫に指定することに相なりつた場合、これに對する防除のやり方につきましては、防除の適期が十月頃にもなりますので、若干時間的な余裕もありまして、具体的に林野庁の方と御相談いたしまして、検討いたしたいわけではございすが、われわれの氣持をいたしましては、既配付の予算、既定予算におきまして、実はわれわれの氣持でございすが、マツクイムシの経費等につきましては、北海道の風倒木関係を除きまして、二十九年度よりは若干増額しておるつもりでございします。そういう点から見まして、既定予算のやり繰りによりまして、できるならばカバーをしていただ

きまして、いわば蔓延の先端を防遏するといふことを主力にして防除計画を立てていただくといふ考え方であります。この点につきましては、今後よく農林省と相談いたしまして、具體的に持つて行きたいと考えております。

○三浦展雄君 今大蔵省の方からの意見も聞きまして、私初め抜き書きしたものを見たところが、国有林の方が多くて、民有林の方が少いかのごとく出ておりましたので、当初申し上げましたが、林野庁の方からその数字はあべこべだと言われて、原稿をよく見るといふと、まさにあべこべで、非常に民有林が多くて、国有林が比較的少い。その民有林が特に問題なんでありまして、そこで今大蔵省の方から既定の経費の中から出したい、まず政令に入れるといふことは、これはどうも御納得のようだが、結局経費の問題は、

既定の方でまかなえるだけまかなつてもらいたい、これはごもつともな言ひ分だと思ふのです。であります、今青山委員が言われたように、例のクリタマバチの方も四国の高知の処女地の方にまだ入つておるといふようなことでありますので、私はこの先端の方を駆除して行く、全体をばつとやつてもそれは経費がなかなか容易じゃないです。それから、結局その進行を止めなければならぬから、宮崎の大部分、熊本、本寄りと、こいつたやうな、いわゆる先へ進んでおる部分をまずたたくといふことは、私は当然だと思ふので、その駆除の進行に伴つて、予備費等でも使わなければならぬこともやむを得ぬが、ある程度の限度は考えるとか、あるいは次の補正等の機会に、われわれとしても考えなければならぬといふたやうな御了解がないと、この問題はなかなか実施には移しにくいといふか、この目的には達しにくいんじゃないかと率直に言つて思ふんです。この点についてはどういふふうに考えられますか。この問題については、衆議院の自由、民主党の補正の際にこの問題を取り上げたときさつ等も御承知の通りだと思ふのです。一つこの点率直に大蔵省のお考えをお聞きたい。

○説明員(徳宣一郎君) 修正のときの問題でございすが、これは修正増加は五百万円といふことになりました、そのうち三百二十万円が有益鳥獣費の補助金、それから残りの百九十二万円が、これが森林害虫の事務費といふことで一応計上してありますわけでございます。それで、その百九十二万円の中身といひましては、前に書類をもつて提出したかと存じますが、われわれとしましてはこれはいわゆる天敵を増殖する、あるいは天敵を利用するため調査を行うといふやうな、県の事務費といふふうな考えておるわけでございます。それで、スギタマバチの問題についてどうするつもりかといふことでございすが、これは繰り返すやうで恐縮でございすが、指定害虫に指定するかどうかといふ問題をまず先決いたしまして、それが決定後におきましてどの程度の防除計画といふものを本年度において施行するか、本年度全部たたくといふことがむずかしければ、その先端部分をやつて行く有効な方法があるかないか、それから既定予算の中に余裕があるかないかといふ点も考慮しまして対処したいわけでございます。予備費もしくは補正予算といふことについては、私からはお約束は、まあできませんし、保留させていたきたいのであります。たださつきの問題を繰り返して申し上げますと、現在の森林害虫の駆除補助金につきましては、いろいろな種類のものが入つてお

りまして、これはもちろん指定害虫に該當しておる重要なものではございすが、このスギタマバチがさういふものの中にも重要な樹木でありまして、すなわち重要な樹木であるといふことになりまして、既定予算の中におきましてもその実行については優先劣後の順といふものがあり得るんじゃないやうな、本年度中に全部やるということはいふに、後年度以降にわたる実施計画を全体的に見まして、本年度やるものをきめて行きたい、さうに考えております。

○千田正君 関連して。今の大蔵省の御答弁は、まあ既定の問題に對してのあなた方のいつも常套に行うところの、お答へにしか過ぎないと私は思う。本日われわれはこの諸願を審議するに当りまして、スギタマバエのこの問題が非常に多く出て来ておるといふことは、今のあなたのおつしやるように、従来林野庁をしてやらしめておるその既定の予算内では、もうとりてい手が付けられなくなつた。さつき長官からのお答へも大蔵省と折衝中であるが、今までの既定されておつた予算の内部では、もうとても手はつけられない、何とか大蔵省に考えていただきたい、こういうのが農林省当局としてのお答へのものであります。今ずつと諸願を審議するに当りまして、内容を検討してみるといふと、従来のことではもう間に合わなくなつたのだ、何とかしてやらなければこれはもう蔓延するだけであつて、今のうちにたたかなければ將來また大きな国家予算の支出をお願いしなければならぬ段階に入つておる。だから今のうちに、せめて先端に走つてゐる分だけでもいいからたたきたいけれど、残念ながら既定予算の中にはない、何とかしてもらいたいと、こういうのが、その諸願の大部分はそうであります。今あなたがおつしやつておりましたのは、既定の予算で何とかしてくれないか、ところが片つ方では何ともしようがないと、こゝう言うのですから、これは特に考えてもらふよりほかにないと思ふのですが、もう一べん考え直すといふことを一つこの際……、われわれから考え直してもらいたいといふことなのですから、どうなんですか。

○説明員(徳宣一郎君) 森林害虫の駆除の補助金は既定のもの、このものにつきましての実行のなを、実はまだ私には十分承知してないわけでありまして、そちらの方に今長官は余裕がないとおっしゃっておられますが、この余裕のなさの程度をよく農林省と打ち合せていたしまして、その実情を勘案した上で、今の御質問につきましては検討させていただきたい、さように存じます。

○千田正君 重ねて言いますがね、今

これがどんどん、どんどん蔓延、まじつて、今九州に発生しておりますが、今度は四国だ、中国だ、関東だと手がつけられなくなつたならば、もうそれこそ大蔵省としてはこれから何倍、何十倍もを支出をしなければならぬ。今のうちにこれは手を打つのがむしろ國家財政の見地から言つて、かえつて今のうちに手を打つた方が財政支出は少なくて、かつ効果的ではないか、われわれはそう考えるわけです。その点についてをもつと考へていただきたい。

○委員長（江田三郎君）　ちよつと今の

につけ加えて申し上げますが、既定の予算や計画にとらみ合せてということですが、今あなたの方はいつでも予算ということが、まあ役所の建前上いつも中心になってくるのですが、これは今千田委員からも言われましたように、今なら比較的容易に抑えられる。先になつたらんでもないことになるので、そこであなたの方がこの問題を考へて行かれるのに、これを急速にここで防除するのだというような根本的な立場でやられるのか、それとものに

かくあとがどうなろうと予算だけかから考えて、予算の制約が第一義になつて、まあ、とにかくちびりちびり出して、借しみて長期の計画でやるのかと、その建前が一番問題になるわけです。そこで、その点だけは私は篠宣君の方ではつきりお答えできると思うのですが、これは今のうちに急速に押えてしまふと、こういう建前で行かれるのか、そうでないのか、それだけはつきりしてもらえればいいのではないかと思ひます。

○説明員（徳宜一郎君）　まずその指定

害虫にするということが前提になるわけでございますが、これが指定害虫になつた暁におきましては、従来もできるだけの経費を防除のために使つて行くということで大体措置して参つたつもりでおるわけなんです。マツクイムシにつきましても、たとえば大体その年度に発生すると思われるものについて、その大體防除するという思想自体は、そういう思想で作られておるわけではございませんので、これが指定害虫になりました場合におきましても同様にちびりちびりということではなくてやつて

行きたいわけでございますけれども、何

分にも年度途中の問題でございしますし、既定予算には一応計上していない種類のものでもございしますので、本年度の問題にいたしましては御希望に沿えるかどうか、予備支出とかあるいは補正とかいう問題に關係させまして十分に配慮ができるかどうか、そういう点について疑問を持っておりますので、まず第一次的には既定予算の問題で何とかなる部分をまず第一義的に考えたいという趣旨を申し上げておるわけでございます。

○委員長(江田三郎君) これは予備費
でどうか、こうとかいうことは、先
ほどあなたはそういうことについては
自分として申し上げる立場でないと言
われたのだから、そのことはいいんで
すけれども、ただこれは衆議院でも、
わざわざこれだけを取り上げて決議を
している。われわれの委員会でもたぐ
さんある請願の中で、これだけは特に
速記をつけて、特に慎重にやっている
というのは、どれほど私たちが、この
問題について衆参両院が真剣に考えて

いるかということはおわかりだと思う

のです。こんなものを初めにけちくさいことをやったら、ほんとに一文惜しみの百失いになるのですから、一方の森林資源がどうやらこうやらとかで大騒ぎして、片一方でこれを蔓延させたのではどうにもならないと思うから、今あなたが予備費をどうするとかいうことは、あなたの立場じゃできないのですから、それを、そういうことをお答えしていただかなくてもいいのです。とにかくあなたとしては、この問題については、衆参両院の要望にこたえて、急速に今のうちに防除してし

まうのだ、そういう基本方針で行くの

だ、こういう方針さえはっきり言ってもらえばいいのです。

○説明員(徳堂一郎君) 今の御質問に肯定的に答えますことは、結局財政当局といたしましては形式的に問題をうからにはらに考えあわせますものですが、非常に私立場上面るのでございしますが、考え方といたしましては、一般的に問題といたしまして、今質疑のございました点の、ちびりちびりとやっていると行くということがあまり適切でないということには同感でございます。

○千田正君　今の、私は、あなたはないかなかこれは答弁をしにくいだろうけれども、この点だけはつきりしておいてもらいたいということは、これが法定害虫になった場合においては、当然法定害虫の範囲内において、政府としてしなければならないことを、政府としてですよ、やらなければならない法定害虫の駆除ということに対しては、もちろん大蔵省は考えなければならないと思います。そこで、まず第一番には、法定害虫に政令をもってきめた

場合に、さらに今までのすでに配付し

ている予算額の内部で、それを何とかしろとあなたの方では言っているわけだ、ところが林野庁当局としては、それだけではどうにもならぬから考えてもらいたいというのが今折衝中であります。それで法定害虫ということを政令で定められた場合においては、これは次の補正予算か、あるいはその他において考慮せよというのが農林水産委員会としての一同の考え方なんです。それに對してやるやらぬということ、あなたとして答弁できぬということでしょうが、こういうことが最近

の農林水産委員会の強い要請であつた

「さういふことは上司に対して報告して下さい。そうして防除することを考えてもらいたいということだけはつきりしめてもらいたい。」

○清澤俊英君　どうも林野庁も熱心じゃないと思うのだね、私は。ということではですね、大蔵事務当局の人がまだ防除費に対して余っているか余っていないのかまだはつきりわからないのだ、何とかすれば出るのだ、こういう言い方なんです、その点はどうなんですか。全くないものとするならば、

われわれが取り上げて行く場合にまた別ですが、そういう疑いを持つと……。

○政府委員(柴田榮君) 関連してお答え申し上げますが、先刻藤原君のお答えの中に、スギタマバエに關します内容について、まだ十分聞いてないというお話しがありました。大蔵省の要求に際しまして、具体的な資料を持ち込んで、しかも担当課長が行って明確に説明をしているはずで、今ごろわからないなどというところをおっしゃるのは第一非常に私にはけしからぬ話だと思っておりますから、その点は御了解願いたいと思ひます。なお先生の御質問にお答え申し上げます。

いのでございますが、既配付の経費で何とかならないか、これはいろいろの見解はあると存じます。しかしながら私どもの現在防除事業の対象として考へたいと思つております具体的な数字を調べまして、予算を要求いたしておりますものに対しては、マツクイムシにつきましては、これはほとんど放置いたしましては、主要樹種の一つであります。松の絶滅を生ずるといふ危険性を非常に私どもも見、大蔵省にも了解をしていただきまして、八割程度実行できるように実はずつておりますが、マツクイムシあるいはクリタマバエ等に関しましては、マツクイムシはよりやく六分の一、クリタマバエにつきましては五分の一程度より防除ができませんという経費でございます。いかに先端を実施するといつたとしても、先端を抑えることもなかなか容易でないという経費しか実は相議ができておらない。これは今おしかりをいただいたように、非常に力が足らぬじやない

か、熱意が足らぬじやないかといふことになりまして、まことに申しわけありませんが、申し上げるような実情でございます。これをさらに既配付内、このスギタマバエのごとく、国の方で起つて、この際防除をすれば非常に有効であり、適切であるといふことを考へて、お願いいたしておるものに対しまして、繰り返し、繰り返し私どもはあらゆる大蔵省の係官にお話を申し上げているにもかかわらず、お話を十分に聞いてないというところでは、私どもは納得できないところでございますが、納得行かなければ、さらに具体的に御説明を申し上げます。

○清澤俊英君 これはあなたの先ほどの御答弁がまことに不親切だと思ひます。何かまだやり繰りすればなるように言われる。それに何とかしたい、こういう言い方であつて、片方は全然ないという。だから問題として委員長が先ほども言うておられますのは、従つてあなたの心がまえとしては、予算の問題であるから、自分がどうするとか、一応上司に通じて、このものは根本的に考えますといふことを言へばそれでよろしいと皆言つてゐる。それがどうして言えないのですか。私は一体その言えない理由がわからない。当りまえの話じやないか。上司に言つても、金の出る出ないは別話なんです、大蔵大臣でも何でも引張り出して、ここで出せるような方策は、またわれわれに与えられた権能であり、職能であるから、あなたの職能内における自分の心がまえだけ聞かしてもらえればいいのです。

○池田宇右衛門君 関連して。今、各委員から言つたのですが、一つ主査は主計局関係であれば、われわれ予算といたしまして、少くとも大蔵省は國家のために、また國家の総体から見て、國がこの仕事をしたときに、よりよく安定する、またあらゆるその害を取り除くことができるというときに対しては、万難を排しても國費を出し渡さるものではないと存じます。今委員長を初め各位がそれを言つてゐるのでありますから、あなたの立場としては、自分の方は、出すことができないとかでなく、事重大問題でございます。当初にしておけば病も膏肓に入らずに、災害を未然に防げるという問題であるから、よく意見のあるところを、十分にこれに自分も協議して、局長なりあるいは大臣なりに相談して、できるだけ防除費を支出することに努力する決意をいたしておるとか、決心をいたしますとか、そして今林野庁から聞けば林野庁はたびたびこの問題にはしつこく言つてゐるのに、知らないなどということとはこれは自分の職務に怠慢だといふことを、ますます自分の能力のないことを披露するやうなものだから、これは決意してはつきりしなさい。われわれもまた予算委員会の一員といたしまして、主計局長でも、大臣にでも口添へしてあげますから、ほんとうの決意をはつきりお述べ下さつて、努力するといふことを、この際本心の披露を希望します。

○説明員(徳重一郎君) この問題は先ほど御意見があつたわけでございまして、よく上司にも伝へまして検討させていただきます。なお林野庁の長官からお話がありましたように、私は全然この問題は知らぬと申し上げたのじやございせん、これはしきりに説明を聞いておるわけでございます。ただ指定の問題につきましては、こまかいことはここで恐縮でございますが、これは担当が違ひますので、指定の問題は法律、政令による指定でございますので、予算の問題であるのみならず、主計局内でも課が違つておるので、そちらの方と打ち合せをしておらないという趣旨で申し上げたわけでございますから御了解願ひたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) この問題いろいろあると思ひますが、主計局農林係主査藤原君をあまりいじめましては仕方がないので、ただ主計局の方でもあなたの方議員といふものは何でも金を出せといふから、一応聞けばいいというのが先入観になつておると思ひますが、しかし事の重大性、緩急といふものはよく考へてやつてもらわなければならぬので、おそろくもう年をとつた議員が皆言つてゐるやうに、今、日本すみつこの方、今のうちなら取まる、下手するとこれが日本中に回つたらとんでもないことになるのだから、そこところは事の輕重、緩急といふものをよく考へて、一つ真剣にやつてもらいたいと思ふ。あなたをつるし上げたところで仕方がないから、その程度にいたしますけれども、これはよく考へていただきたい。

○飯島連次郎君 今の問題で私も一丁だけ聞いておきたい。それは衆議院でもいろいろ決議がなされておるやうに、スギタマバエを法定害虫に指定するのは、これは農林省の権限です。農林省でこれを指定した場合に、指定されれば文句なしにこれについての防除費といふか、予算といふものは當然つてくる。大蔵省が指定されればこれに対しては文句なしにつけなければならぬ。この点は林野庁の見解と大蔵省のこの点については、これはきつめて事務的な問題なんです、何ら政治的な考慮を必要としないか、これを一つはつきりしておいていただきたい。

○政府委員(柴田榮君) 農林省と大蔵省と協議をしてそれを決定すると、もちろんこれは予算の裏付けの問題があるので、さうになつておりますが、農林省ですべて決定はできないというわけで、大蔵省との協議を要は進めておりますが、なかなかむずかしいという状況でございます。

○委員長(江田三郎君) 速記をとめて下さい。

午後零時二十九分速記中止

午後零時四十一分速記開始

○委員長(江田三郎君) 速記を始めて。

休憩いたしました。

午後零時四十二分休憩

午後二時三十九分開会

○委員長(江田三郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

本日午後は、愛知用水公団法案と、農地開発機械公団法案を議題にするのと同時に、先般来ひつかりになつております集荷の政令の問題にからんで、農林大臣とともに食糧庁長官がもし出席されましたならば、その件をも議題にいたします。

そこで、あとの集荷の政令の問題につきまして、小林議員から委員外の発言

言を求められておりますが、その件に
関して小林議員の委員外発言を認めて
よろしくご意見を伺います。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと
認め、それではさういふことにいたし
ます。

それではまず愛知用水公団法案及び
農地開発機械公団法案を一括して議題
にいたします。本日は事務当局にまず
質疑を続けることにいたします。御質
問がありましたら順次お願いいたしま
す。

○溝口三郎君 私は先般予算委員会に
おきまして大蔵大臣に質問いたした
ものですが、愛知用水公団法に基いて
農林大臣が基本計画を公表する場合
に、関係各省大臣の同意を得ること
になっておる、大蔵大臣の直接の關係
は、基本計画の中で事業費の關係に同
意ができるかどうかという問題である
と思ふのです。そこでこの起債をする
範圍でございしますが、そのうちで事務
当局にお伺いしておきたい。

大蔵大臣に対する質問は、所要資金
は約三百二十億圓を要する、そして
それは三十年から三十五年までの間に
必ず完了をする、事業は中断しないとい
うことになっておるが、そこでそのうち
の國費の負担分が百十七億圓を支出す
るといふような計画ができておるが、そ
のことは、同意を求められたならば大
蔵大臣は同意ができるかといふことを
私は質問したのであります。大蔵大臣
は、その程度のことならば同意できま
すといふ言明をしておいたのでありま
すが、基本計画におきまして私の今
言った程度のことならば大蔵大臣は必
ず同意すると思ふ、この範圍のものま

でも事務当局間でお話しになっておる
か。また私の申し上げた程度でお話
できておるのかどうかという点をお伺
いたしたい。

○説明員(和田榮太郎君) 今のお話の
通りに事務的に了解がついておりま
す。従つて原則がきまつておりますか
ら、若干数字が動きましてもその通り
になると思ひます。

○溝口三郎君 私はそのときに大蔵大
臣に話を續けて質問したのですが、そ
の点どうもはつきりしていないのは、
この事業に着手したならば、今の基本
計画の内容の通りに同意をしてもらえ
ると確信をしておるが、そのために既
定の食糧増産対策のようなものに支障
を与えるようなことがあつてはならな
いのだといふことを、農林水産委員会
で食糧増産物の審議の場合に、外務委
員会に申し入れておる。その点につい
ても大蔵大臣に、申し入れを尊重して
既定の國內の食糧増産対策には支障を
与えないか、この通りであるかどうか
といふことを質問したのでありますが、この点
についてはまだはつきりしておりませ
んが、私もそれはさういふ申し入れを尊
重してもらつてもいい、この事業を進め
たいといふことを大蔵大臣には言つて
おきました。それについて農林大臣は
あくまでも既定の國內の食糧増産対策
費は絶対に削減しないつもりでありま
すと言われました。その線で進んでい
ただきたいと思ひます。

○説明員(和田榮太郎君) 承知いたし
ました。

○溝口三郎君 食糧増産の機械化の問
題について和田計画部長の御所見を承
りたい。先般愛知用水事業地区の視
察に参りましたときに、現地で説明を

伺ひ、また三好村の實情を視察したの
ですが、従来の開墾の方法と非常に
変つてゐる。機械化で非常に仕事も早
くできるということ、非常にこれは
けつこうなことだと思ふのですが、周
題は、愛知用水のあの地域内で約二千
万歩ぐらいのものが二十年ぐらいに
三好村、挙母の附近で開墾をやつたの
が、現在愛知県の多額納税の村ぐら
いに発達しておる。十年ぐらゐ前に始
めたのが、既存の村よりも上回つた
成績になつておるというのを私も
考へてみますと、開拓の方式も従来の
手労働で大体傾斜はそのまゝの程度で
やつて、一反歩一万圓ぐらゐになる。
現在はブルドーザーで山を削つて谷を
埋めて段々畑にするのがあの地区で一
反歩三萬圓近くになつてゐる。それは
非常に早くできます。しかし三萬圓か
けてあゝいふのをやつて行つて、そし
て営農が従来やつたものと同じよう
に十年ぐらゐたば、既存の村よりはる
とよくなる、十年ぐらゐたば愛知県
中の一番よくなつたといふところま
で行けるかどうかといふ考へ方もして
おりますので、どういふように考へられ
ますか。

なお、世界銀行がメモランダムを出
したのによりますと、従来日本の開拓
は一反歩当り一萬圓ぐらゐ使つてい
る。それをアメリカの機械を持つて来
て機械農業をやれば、四千圓から二
千五百圓ぐらゐコストを下げるこ
とができる。さういふ意味で機械農
業をやつて行けば、百万歩から二
百万歩ぐらゐの開拓適地があるから、
日本の開墾の非常な転換期になるの
だ。さういふ意味での計画はぜひ機
械農業を進めて行きたいといふよう

ことを言つておつた。現在しからは
一反歩二千五百圓ぐらゐ下るといふ
が、今機械をもつて愛知用水に使ひますと、
現在の施設でもつて一反歩三倍にも
なつて予算がよけいになつてくる。そ
の点はどういふふうになつてゐるか。
現在七十五万歩の開墾適地があるの
が、機械農業をやつて百万歩から二
百万歩に開墾適地が拡大されるとい
ふことは、機械農業の上に非常に画
期的な問題だと思ひますが、事業費につ
いてアメリカの考へ方と現状とは非常
に違つておるのではないかとさうい
ふに言へるのですが、和田計画部長はど
う考へになつてゐますか。

○説明員(和田榮太郎君) 愛知用水事
業地区内で開墾をやつて、十年たてば
りっぱな農業になるかといふ御質問の
ようであります。これは私たちが組
織的に都市の塵芥を入れまして、必
ず十年以内にはさういふふうになる見
通ししております。

それから三萬圓といふ反当開墾費
の見積りでございしますが、これは御承
知のようにあの地帯が非常に小さい。
強い傾斜を持つておるので、今回はそ
れを直接開墾と言ひますよりもむしろ
ならず、地ならしをするといふたよう
なことをやらなければならぬといふや
うな地勢でございますから、相當の経費を
見積りました。しかしなお今もつと安
くできるような方法で、しかも営農に
便利なるような方法を大きく分けて研
究をいたしております。ただいま世銀
から専門家が協力に来てくれておりま
すが、それと私たちは相談しながら、
できるだけ安くして営農が都合よく行
くようにさらに進めたいと思ひます。
それからアメリカが機械で開墾すれ

ば非常に安くなる。世銀の調査では安
くなる。しかしこれは足らないのじゃ
ないか、見積りに非常に違ひはしない
かといふことでございしますが、世銀の
調査団が数千円で開墾ができるだろ
うといふことを申しましたのは、根拠で
あるとか、上北であるとかといふ比較
的傾斜のゆるい地帯の見積りでござ
います。

○委員長(江田三郎君) この際特に農
林大臣から発言を求められております。
○國務大臣(河野一郎君) この機会に
特に発言をお許し願ひまして私から御
了解をお願いしたいと、さういふ考へ
ます。それは、先般三十年産米の米価の
決定に當りまして、最終的に開墾決定
をいたしましたので、これを予算委員会、
農林委員会等で御説明申し上げまし
た。私の説明が御説明申し上げまし
て、いろいろ御議論をちょうだいいた
してあります。この機に私は特
に申し上げて御了解を得たいと思つて
ございします。

それはすなわち最初に米審に内示
いたしました一萬六千圓、それに対して
百圓をさらに加えて一萬六千圓とい
ふことにいたしました経緯につきまし
て、加えるものについては、これは出
荷奨励費とかといふようなことではな
い、さういふ考へを持つておりませ
ん。私が申し上げたのでございします。
この私の考へはたびたび機会のあるた
びに申し上げました通りに、今回の処
置におきましては、全部の方に、従来
の供出割当の時代と違ひまして、全部
の農村の方に自発的に御協力を願う
といふ意味合いから、政府が買い取り
する米は、すなわち全部予約していた

だけるものなりという建前をとって私はおるのであります。ただしこれがだんだん、結果から申し上げて恐縮でございますが、平年作でなしにこういう豊作になって参りますれば、豊作の結果に対して、これを最初におわれの方で希望をいたし、予約いたしましたものに対して補正をして参る。補正をして、そうして売り渡しをしていただくというこの補正をいたしたものに

おりました。そこで、そういう御答弁を申し上げて参つたのであります。そういう建前をとっておりますために、こゝういふ処置をとりました。どうかそれらの点につきましては、一つあらためて御了解いただきたいことを特にお願いするたためにこの発言をいたす次第であります。なお、お尋ねがありましたらお答え申し上げます。

見ますと、明らかにこの予約以外の数量を指示して、政府に売り渡しをさせるような規定になつてゐるのです。これは農林大臣が全部予約でやつてもらうという精神に明らかに反してゐるのです。そこでこれは政令を改正されない限り、この農林大臣の従来の言明並びにただいま御説明になつたことと相反する結果になつてゐる。この点をどうされるのか。

さにもう一点は、この百円の問題だけではないのであります。早場米奨励金について言いますと、早場米地帯において予想以上にたれた。それを二十俵と予約しておつたけれども、よけいとれたから二十五俵出そうという場合は、長官の説明によりますと、それはあとの五俵は早場米奨励金も出ない。百円はもちろん早場米奨励金も出ないといふことを言われているのです。そこでこれは非常に大へんなことになりまゝです。その点は實際つかのかつかぬのか、従つてそれに基いてただいまの農林大臣の御説明によれば、当然価格に關する告示も改正しなければならぬといふことになると思つてゐます。以上三點お伺ひいたします。

は、供出の多いことがけつこうでございますから、これについては補正をして、もつとよけい出していただくといふことにして参りたい、御希望によつてもつとよけい出していただければ参ります。けつこうだといふことに考えておきます。

つきましては、当然私はこの一万百六十円という価格を適用すべきものだといふ考えのもとに、少くとも政府が購入いたします、集買いたしまする米については、いずれもこの一万百六十円という価格が適用できる、でき行くべきものなりという觀念のもとに考へて、この政策をやつて参つたのでございます。それが事務の手續上これについて名前が加算金ということになつておりますので、そこでこの加算金というものは予約をしない者にはやらぬ、予約をする者にはやるというこの區別がついてくるじやないかといふことで、いろいろお話があるやうでございますが、私は今申し上げました通り、全部予約していただくもの、そしてまた全部予約していただく、それを政府が集買して行くようにして行くのだといふこのために今申し上げましたような建前をとつておるのでございます。これについて理論から申せば、確かに予約をしない者については一万六十円、予約をした者については一万百六十円といふことになつて、そこに區別があるじやないか、違ふじやないかといふお小言をちやうだいするかも知れませんが、これは私は最初そういう考へを持つて

農林大臣から詳細な説明をいただきました。かなり了解いたしましたのでございませうけれども、実は今御説明がございましたことに対して御質問いたしたいと思つてあります。その前に、ただいま農林大臣がおつたやうに、農林大臣は原則として全部予約していただくものと予約しないものととの差のないようにしたい、そのために価格は一本にするのだといふことを、しばしば強く言明されていたわけなんです。それで、われわれは實際は価格は一本でございませうと了解しておつたのでございませうが、一昨日の当委員会においての食糧庁長官の説明、並びにその説明の際にお示しになつた米価の告示を見まして、われわれは非常に驚いたわけでありませう。それでこれはいろいろの手違いで、そういう説明が今までに当然されるべきことをされなかつたのだらうと思ひまして、私は故意に農林大臣が御説明を避けておられたとは思ひなないのであります。そこで私は、ただいま農林大臣がおつたやうなことを實際おやりになるならば、数点お尋ねをしなければならぬ。

まず第一点は、この政令の第五条を見ますと、明らかにこの予約以外の数量を指示して、政府に売り渡しをさせるような規定になつてゐるのです。これは農林大臣が全部予約でやつてもらうという精神に明らかに反してゐるのです。そこでこれは政令を改正されない限り、この農林大臣の従来の言明並びにただいま御説明になつたことと相反する結果になつてゐる。この点をどうされるのか。

さにもう一点は、この百円の問題だけではないのであります。早場米奨励金について言いますと、早場米地帯において予想以上にたれた。それを二十俵と予約しておつたけれども、よけいとれたから二十五俵出そうという場合は、長官の説明によりますと、それはあとの五俵は早場米奨励金も出ない。百円はもちろん早場米奨励金も出ないといふことを言われているのです。そこでこれは非常に大へんなことになりまゝです。その点は實際つかのかつかぬのか、従つてそれに基いてただいまの農林大臣の御説明によれば、当然価格に關する告示も改正しなければならぬといふことになると思つてゐます。以上三點お伺ひいたします。

は、供出の多いことがけつこうでございますから、これについては補正をして、もつとよけい出していただくといふことにして参りたい、御希望によつてもつとよけい出していただければ参ります。けつこうだといふことに考えておきます。

農林大臣(河野一郎君) 今の最後の点から先にお答え申し上げます。早場米奨励金は、当然早場米奨励金をつけて支払ひをするのでございませう。それからその次に、政令に、予約をしないものに対しては供出をさせるやうになつてゐる。これは御承知の通り国の行政の指導をいたしましては、私の申し上げた通りにやつて参るつもりでございますけれども、何分食糧法と相見合つて参るのでございまして、食糧法のたとへば強制的に供出を命令す

農林大臣(河野一郎君) 今の最後の点から先にお答え申し上げます。早場米奨励金は、当然早場米奨励金をつけて支払ひをするのでございませう。それからその次に、政令に、予約をしないものに対しては供出をさせるやうになつてゐる。これは御承知の通り国の行政の指導をいたしましては、私の申し上げた通りにやつて参るつもりでございますけれども、何分食糧法と相見合つて参るのでございまして、食糧法のたとへば強制的に供出を命令す

農林大臣(河野一郎君) 今の最後の点から先にお答え申し上げます。早場米奨励金は、当然早場米奨励金をつけて支払ひをするのでございませう。それからその次に、政令に、予約をしないものに対しては供出をさせるやうになつてゐる。これは御承知の通り国の行政の指導をいたしましては、私の申し上げた通りにやつて参るつもりでございますけれども、何分食糧法と相見合つて参るのでございまして、食糧法のたとへば強制的に供出を命令す

農林大臣(河野一郎君) 今の最後の点から先にお答え申し上げます。早場米奨励金は、当然早場米奨励金をつけて支払ひをするのでございませう。それからその次に、政令に、予約をしないものに対しては供出をさせるやうになつてゐる。これは御承知の通り国の行政の指導をいたしましては、私の申し上げた通りにやつて参るつもりでございますけれども、何分食糧法と相見合つて参るのでございまして、食糧法のたとへば強制的に供出を命令す

農林大臣(河野一郎君) 今の最後の点から先にお答え申し上げます。早場米奨励金は、当然早場米奨励金をつけて支払ひをするのでございませう。それからその次に、政令に、予約をしないものに対しては供出をさせるやうになつてゐる。これは御承知の通り国の行政の指導をいたしましては、私の申し上げた通りにやつて参るつもりでございますけれども、何分食糧法と相見合つて参るのでございまして、食糧法のたとへば強制的に供出を命令す

応の予約を済ませまして、その次にま
すます天候がよいので取替が多いとい
うことになりましてこれは当然第二
次の予約をいたすということも考えら
れるのではないかと思ふのでありま
す。そういうふうにしてやつて参りた
い。善意な方に対してはあくまでも
善意にわれわれは行くべきであつて、
善意と故意と混淆して、正直者がばか
を見るというような結果にならないよ
うに、細心の注意を払つて行きたい、
こういうことが真意でございまして、
善意の方に対してはわれわれはあくま
でもその利益を均等してこれを擁護し
て行ななければならぬまいと考へており
ます。

○委員外議員(小林孝平君) 今の点で
ちよつと先ほどと異なつてお述べにな
りました点は、百田の点については何
らかの形において予約という形をとら
なければ出されない、第二次、あるいは
第三次というものはあるかどうか知
りませんが、そういう形をとらなければ
その百田は出ないということござ
います。それはわかりましたが、それ
ならば今度早場米の方は、大臣のただ
いまの御答弁では、予約のいかんを問
わず出されるというふうにお話しにな
りましたが、それはそういうふうにな
らないまいか。

○国務大臣(河野一郎君) 間違ひござ
いません。

○清澤俊英君 ちよつとわかりかねる
点がありますので……。大体告示か
らいますと、八月三十一日が予約期
限、収穫はその後九月の五日頃から早
場米がとれる、こうした場合、ここに
二つの問題が出ます。第一の問題は、
八月三十一日までに政府が買い上げよ

うとした予定数量を越した予約が行わ
れた場合、こういう場合が出る。これ
は問題なしに取扱ふ。こういうことは
もちろん問題ないと思ひますが、予定
数量を越してもこれは問題ない。そこ
で八月三十一日までは、今小林君が
言う通り、二十俵の予約はしておいた
が、かまを入れてみたところが、この
分ならば五俵あるいは十俵出せる、こ
ういつた場合に、期限内に出される。
これは早場米期限内にかまを入れてみ
たらば大体そういうことがわかりま
す。かまを入れるうちに早場米の九月
期限に出すものならば早もう大体わか
る、三十日までにには出しますから、こ
とに今年のように一週間ぐらい早くか
ま入れが行われるという場合には、期
限後に出すんですね、これは非常に不
安定になつてくれば問題が出る。その
場合は、一応出しておいても、あとか
ら補正でもつて直してくれる、こうい
う意味合いなんです。その場合、お
わかりですか、二通りあります。八月
三十一日という期限が予約の期限で
ありますから、その際に、まず第一次
的に考えられることは、その際までに
大体予想してどつと予約が済んでし
まつてゐる。それが大体政府買い上げ
の予定数量を新潟県のごときもおそ
く数十万石越すと思う、これは買い上
げる、こういう御説明ですから、これ
は問題ない。ところが三十一日以後か
らかまを入れたところが非常によろし
いから、早場米期間中にここで出して
しまふというので、それに追いかける
ものを出して行く、これが早場米の期
間に入つておる。この分を補正でやる
ということならば、むしろ告示にある

予約後の差別取扱ひを、そういうこと
をやらないで、そういう期間で出たも
のは全部取つて、早場米奨励金も予約
奨励金も買上の値段で買つてやれない
のか、そうなぜ言わずに予約後の差別
をつけておるか。告示後の差別をとる
わけには行かないのか。

その次に問題になるのは、ずつとお
そくなつて刈り上げてみましたところ
が、なかでも多かつたし、おくてもよ
ろしかつたが、この時期は奨励金の時
期も過ぎておる。そこでこの分も追加
して出そう、こういう考えが出て、そ
こでまた追加買い込みをして参りまし
た分は、これは絶対予約の特別取扱ひ
が受けられぬ、すなわち税金の処置も
問題にならなければ、百田の予約金の
問題もつけてもらへない、こういう問
題が出てゐるんです。先般来大臣はそ
れに対していろいろ心配はないんだ、
こう言うておられるのに、告示だけは
われわれが知らぬうちに今申ししたよ
うなことになつたと思ふんですが、この
処置は全くわれわれに苦しいもので
あります。ここにきて何か別な考え
と、統制上の別な処置をとられる、ま
た買米も二千三百五十万石以上約三
千万石近くも出たとして、その超過分
は規定の値段で買い上げることにな
り、もう大丈夫だから統制をはずすと
いうようなお考えがなければ、今のよ
うな処置をとられる必要がないと思
ひますが、そういうような処置がな
かつたならば、そこにきてなおでき
るだけお集めになつて、そうして配給
の量を増すくらいのことをお考えにな
るのが当然ではないかと思ふ。それから
日限についてもつとはつきりわかる

ように、抽象的じゃなくお話しを願
ひたい。

○国務大臣(河野一郎君) 抽象的に申
しておるのではございせんので、今
申し上げました通りに、予約の日限を
無制限にしておくわけに行きませんか
ら、八月三十一日と一応切つてありま
す。それまでに申し込みなされた方に
はおわりの通り、そこで今お話し
の通りにかまを入れたらよけいあつた、
早場米をもつと出そうと思ふがどう
だ、これはむしろ先ほどお答え申し上
げました通りに、早場米奨励金はち
ろんのこと、今の予約のことはこうい
う豊作でございまして、豊作によつ
て私は補正して、そうしてその受付け
をしてそうしてやるのが当り前だと
思つております。この措置は、決して早
場米だけに適用するのではないのでご
ざいまして、全国、東北、九州の方
のおき場地帯にも同様に適用するので
ございますから、順次この天候の工合を
見つつやつて参るというつもりでござ
います。従つて先ほど総括的にお答え
申し上げました通りに、天候の影響を
受けて非常によかつた場合、それから
またあらし等を食つて、特別に局部的
に非常に悪かつた地方、それらにつ
いては、悪ければ悪いなりに補正をいた
しまして、そうしてたとえば前渡金に
対する利息の五十円も、そういうふう
にあらしによつて供出がでないとい
う場合には、これは取るべきものでは
ないといふふうに考へておりますし、
それからまた今申し上げましたよう
に、天候の影響で非常によけいにとれ
たという方については、当然これは第二
次、第三次の補正をいたしまして、そ
うしてこれに対しては予約と同様の権

利を与えて行くことが妥当であると私
は考へておるわけでありまして。

○清澤俊英君 妥協と考へるとは、大
臣はそういうふうな妥協と考へると
方法をとつていくのを妥協と考へると
言ひますか。ただ心配になるのは、
当時、というのは、これは予約制度の
問題についていろいろ小林委員等との
質問応答の中で、もし予約外の買入
れについてという問題が出ましたとき
に、いろいろ予算の關係もあればその
他の事情もあるから、そのときになつ
て見なければわからない、こういうこ
とをしばしば言われておつたのであり
ますから、それが残つておるのだか
ら、私はしつこいのです。それをしつこ
く言うのは、そういう問題があるから
しつこいのですが、今の御答弁で私ど
もこう了解してよろしゅうございま
すか、一応告示としては八月三十一日
で予約を一応打切つて、その後のものは
早場米奨励金も、予約奨励金ですか予
約手当もこれはくれなないが、しかしそ
れは告示の面であつて、実際の取扱ひ
としては第二次、第三次、四次の補正をや
つて、そういう不公平な取扱ひをしない、
こうおっしゃるのでありますから、そ
う了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(河野一郎君) ちよつと違
ひます。それはやはりいろいろに
違ひます。早場米奨励金は、予約が
してあるとしていないにかかわらず、
期限内に売る米については全部これは
付くのです。これは当然この期限内に
売つたものについては早場米奨励金
は、要するにそれは早場米ではないの
で、その期限内に売つた米は幾らとき
まつておるのですから、これは当然に
付く。

それから第二の点の、つまりその一万六千円になっておる、加算金が百円になっておる、その百円は付けるか付けないか、減税の措置は行ふか行わぬかという事でありますが、これについては先ほど申し上げました通りに、われわれといたしましては平年作を目途として、そうして希望数量を申し上げて、それに対して予約をしておるのでございますから、これがいろいろ天候で非常に豊作でございますから、この豊作によつてどんどん増収されるものについては、この後第二次、第三次の補正をいたしまして、第二次予約、第三次予約というようにして、ますますたくさん売り渡しをしていただくように希望するものでございますから、そういう順序で事務をやつて参りたいという事をここに申し上げる次第でございます。

○委員外議員(小林孝平君) 今大臣がおっしゃったように、二次、三次と、こういう補正をやつて行かれるということになりますと、先ほどの問題に戻りまして、この政令の第五条の市町村長が売り渡しの指示をする場合です、ね、こういうことはあまりないけれども、第四回とある形になりますか、この分については全然だめですか。大臣の御説明によれば、これも当然第三次か第四次になる、こういうことになれば、これは政令の改正を必要とされると思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(河野一郎君) 今の市町村長が指示するものは、これは一番最終の段階におきまして、米はとつたけれども、政府に売らないでみなやみで売ってしまうというふうな、地方にも

そういうことはほとんどありませんけれども、そういうことは困る、正直者がばかを見るというふうな結果になるようなことに対して、こういうものはつけてあるのだということでございます。私は、私はこういうものが必要な事態はないと思ひますけれども、今の食糧法のうらはらでこういうものがついておるのでございまして、従つてこの指示によつて出したものに対しては、これは、今は適用をするわけには、これはちよつと参りかねると思ひますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(江田三郎君) 大臣は衆議院の方に行かれるのでありますが、ちよつと聞いておきたいと思ひます。今ので大体わかりましたが、別途昭和三十年産米穀についての所得税の特例に關する法律案の中で、「昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日まで申し込み、云々とありまして、そういうものに対しては、その所得税の特例があるわけですが、この法案がどういふことになるかは別問題といたしまして、かりにこの法案が通る場合には、ただいま大臣のおっしゃいましたような所得税の特例についても第二次、第三次の補正というふうなものが適用できるのだということになると、ちよつと私この文章で疑問を持つのであります。これが、これもそれにならつて適當な措置をされると、こう考へてよろしいわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 政令で定められた日を切つております。八月三十一日まででは予約の期限になつております。それから、その日が一応政令で定める日になるわけでございますから、その日を順に延ばして行く、こういうふうな解釈しておるわけではあります。

○委員外議員(小林孝平君) 今大臣がおっしゃったように、二次、三次と、こういう補正をやつて行かれるということになりますと、先ほどの問題に戻りまして、この政令の第五条の市町村長が売り渡しの指示をする場合です、ね、こういうことはあまりないけれども、第四回とある形になりますか、この分については全然だめですか。大臣の御説明によれば、これも当然第三次か第四次になる、こういうことになれば、これは政令の改正を必要とされると思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(河野一郎君) 今の市町村長が指示するものは、これは一番最終の段階におきまして、米はとつたけれども、政府に売らないでみなやみで売ってしまうというふうな、地方にも

そういうことはほとんどありませんけれども、そういうことは困る、正直者がばかを見るというふうな結果になるようなことに対して、こういうものはつけてあるのだということでございます。私は、私はこういうものが必要な事態はないと思ひますけれども、今の食糧法のうらはらでこういうものがついておるのでございまして、従つてこの指示によつて出したものに対しては、これは、今は適用をするわけには、これはちよつと参りかねると思ひますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(江田三郎君) 大臣は衆議院の方に行かれるのでありますが、ちよつと聞いておきたいと思ひます。今ので大体わかりましたが、別途昭和三十年産米穀についての所得税の特例に關する法律案の中で、「昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日まで申し込み、云々とありまして、そういうものに対しては、その所得税の特例があるわけですが、この法案がどういふことになるかは別問題といたしまして、かりにこの法案が通る場合には、ただいま大臣のおっしゃいましたような所得税の特例についても第二次、第三次の補正というふうなものが適用できるのだということになると、ちよつと私この文章で疑問を持つのであります。これが、これもそれにならつて適當な措置をされると、こう考へてよろしいわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 政令で定められた日を切つております。八月三十一日まででは予約の期限になつております。それから、その日が一応政令で定める日になるわけでございますから、その日を順に延ばして行く、こういうふうな解釈しておるわけではあります。

○委員外議員(江田三郎君) 大臣は衆議院の方に行かれるのでありますが、ちよつと聞いておきたいと思ひます。今ので大体わかりましたが、別途昭和三十年産米穀についての所得税の特例に關する法律案の中で、「昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日まで申し込み、云々とありまして、そういうものに対しては、その所得税の特例があるわけですが、この法案がどういふことになるかは別問題といたしまして、かりにこの法案が通る場合には、ただいま大臣のおっしゃいましたような所得税の特例についても第二次、第三次の補正というふうなものが適用できるのだということになると、ちよつと私この文章で疑問を持つのであります。これが、これもそれにならつて適當な措置をされると、こう考へてよろしいわけですか。

○委員外議員(江田三郎君) 大臣は衆議院の方に行かれるのでありますが、ちよつと聞いておきたいと思ひます。今ので大体わかりましたが、別途昭和三十年産米穀についての所得税の特例に關する法律案の中で、「昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日まで申し込み、云々とありまして、そういうものに対しては、その所得税の特例があるわけですが、この法案がどういふことになるかは別問題といたしまして、かりにこの法案が通る場合には、ただいま大臣のおっしゃいましたような所得税の特例についても第二次、第三次の補正というふうなものが適用できるのだということになると、ちよつと私この文章で疑問を持つのであります。これが、これもそれにならつて適當な措置をされると、こう考へてよろしいわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 政令で定められた日を切つております。八月三十一日まででは予約の期限になつております。それから、その日が一応政令で定める日になるわけでございますから、その日を順に延ばして行く、こういうふうな解釈しておるわけではあります。

○委員外議員(江田三郎君) 大臣は衆議院の方に行かれるのでありますが、ちよつと聞いておきたいと思ひます。今ので大体わかりましたが、別途昭和三十年産米穀についての所得税の特例に關する法律案の中で、「昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日まで申し込み、云々とありまして、そういうものに対しては、その所得税の特例があるわけですが、この法案がどういふことになるかは別問題といたしまして、かりにこの法案が通る場合には、ただいま大臣のおっしゃいましたような所得税の特例についても第二次、第三次の補正というふうなものが適用できるのだということになると、ちよつと私この文章で疑問を持つのであります。これが、これもそれにならつて適當な措置をされると、こう考へてよろしいわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 政令で定められた日を切つております。八月三十一日まででは予約の期限になつております。それから、その日が一応政令で定める日になるわけでございますから、その日を順に延ばして行く、こういうふうな解釈しておるわけではあります。

○委員外議員(江田三郎君) 大臣は衆議院の方に行かれるのでありますが、ちよつと聞いておきたいと思ひます。今ので大体わかりましたが、別途昭和三十年産米穀についての所得税の特例に關する法律案の中で、「昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日まで申し込み、云々とありまして、そういうものに対しては、その所得税の特例があるわけですが、この法案がどういふことになるかは別問題といたしまして、かりにこの法案が通る場合には、ただいま大臣のおっしゃいましたような所得税の特例についても第二次、第三次の補正というふうなものが適用できるのだということになると、ちよつと私この文章で疑問を持つのであります。これが、これもそれにならつて適當な措置をされると、こう考へてよろしいわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 政令で定められた日を切つております。八月三十一日まででは予約の期限になつております。それから、その日が一応政令で定める日になるわけでございますから、その日を順に延ばして行く、こういうふうな解釈しておるわけではあります。

主的にこれだけ売りますという申し込
みをしたものを減らすという場合は、
よほど公平なと申しますか、その辺の
事情をよくわかつている人が、なるほ
どあの人は減らしてもいいところだ、あ
るいは減らすだけの理由もあるという
ことを、むしろ私法上の契約という立
場ではなく、公平という、ある意味から
言えば公法的と申しましょうか、いわ
ゆる近隣の申し込みをした人との公平
という立場から判断をしてもらわなけ
ればならぬということを実は考えまし
て、減らすという場合には、まず三条
一項の指示がありまして、その後には減
らす事由のあったものに対して補正を
する、こういうことになっています、補正
したものについては今度私どもにおい
て契約の更改をする、こういう形にし
た方が減の補正の場合には適当だろ
う、こういうように実は考えを交える
に至ったのであります。初めに、なる
ほど御指摘のように説明をいたしたこ
とがございまして、その後、増の場合
と減の場合には、公法上の義務の問
題と、あたりの生産者の売り渡し
の公平という観点から見れば、減の場
合には市町村長にやらせる、そこで
公法上の義務を免除する、しかる後に
食糧庁と生産者の間で契約の更改をす
る、こういうことにしたらよろしかろ
う、こういうことにいたしまして、御
指摘の点はよくわかつておりますけ
れども、減の場合の取扱いと増の場合
の取扱いが違ひまして、そうして減の
場合には一たん三条一項の取扱いをし
てから減にする、こういうことには
したのがこの政令案であるわけであり
ます。御趣旨の点はよくわかりまし
す、私どもも実は率直に申しまして、

そういうことを考えたこともあつたわ
けであります、その後、いろいろ詳
細に検討した結果、ただいまお示し申
し上げました政令案のように、増の場
合と減の場合の取扱いの差を設けた、
こういう次第になっておるわけであり
ますから、その点御了承願ひたいと思
います。

と云いますかね、こちらが割当をする
ための一つの参考資料として君らの意
見を聞くんだ、こういう出方でこの政
令というものが発足しておるものなら
あなたの御説明で私は矛盾なく了解
できる。ところがそうじゃありません
ね。これは当然そういう私法上の契約
というものは、途中で変つてくれば、
ほかの規定がなくなつたつてこれはでき
る。それとつてしまふというのだから
、これははなはだ私は納得行かな
い。もしそういうものであれば、君ら
は契約はするんだが、しかしこれは一
たん契約したら、もう申し込みした
ら、それにはさういふいろいろな公法上
の義務がついておるんだ、これぐらい
のことは親切に言うてやつておかなけ
ればいけない。それを示さないで、今
長官がおっしゃつたようなことをやつ
て、いざ紛争になつた場合には、私は
農林省の立場はちよつと歩が悪いと思
うのです。そういうふうに私考するの
ですが、これは農林大臣大御方の意
向はわかつたろうと思ふが、あなたは
どういふふうにお考えになるか。

の、食糧法をそのままにして、今日
予約制度というものを実施するという
ことにしておるわけでございます。そ
ういふわけでございますから、今の政
令のように一般の農民の諸君もた予
約制度だけだ、これをするとかしない
とかいふことで、そのときに親切に教
えておかなければ予約すると同時にそ
の義務を負ふのだということについて
不親切じゃないかということござい
ますけれども、私は予約をしていただく
という反面において減税の措置である
か前渡金の措置であるか可能な経済
上の処置をとつておるわけございま
す。そこで一方において予約をするこ
れも一応希望数字を申し上げてこれを
各町村別に希望数字を流しておきま
すのは、実際出するものと出す約束をした
ものの関係はどうかといふのだとい
うようなことでは、はなはだ困ります
ので、そこで予約をして前渡金をこれ
までに使つて、そうしてしまひになつ
て供出ができないというのでは困り
ますので、実はその間にいろいろ手
続をしておるわけでございます。もち
ろん先ほどから申し上げますように、
御指摘のように災害であるとか、当然
だれが見てもこれは供出できないこと
が、善意な供出不可能の事態であると
いう場合には、これに対して補正を行
ひまして、当然それらの責任を免れる
ということには私は当りませんと思ひま
す。しからばさうでない場合は絶無か
といふと、ますますあるまいと思ひま
すけれども、そういう場合は考慮を
おきまして、そういう手続がいたして
あるといふことでございまして、地元
の事情に一番よく精通いたしておりま
す町村長に、その申請をし、第一次に

そういう手続をとらせるといふことに
しておるわけでありまして、われわれ
といたしましても全国滞滞なく目を配
りまして、どの地方にどういふ災害が
あり、どういふ供出困難な事情がある
という場合、不作の場合につきまして
は、従来も補正をいたしまして割当を
したと同じ観念で予約の減額を双方合
意の上ではかつて円満に進めて行きた
いという考えでございます。法律上い
ろいろな問題があるかもしれません
が、私といたしましては行政上はさう
いふ点につきましては、今申し上げま
したような精神で十分監督をして遺憾
なきを期して参りたいと、こゝろ考へて
おります。

〇農田得治君　そこで大臣のお考え方
を聞いておきたいのですが、今長官か
らさういふ御説明がありました、そ
れによりまして、従来予約の申し込
みをした。どうしてもそれができないと
いう状態になつてきた。そして市町村
長にそのことをまず言へ、こうなんだ
な。あなたの方は。市町村長が認め
たら初めて更改してやる、こういうこ
とになる。ところが、そこなんだ問題
は。それじゃ市町村長がそれを認めな
ければ更改はできないのだ、こうなつ
てくるわけですか。そうでしょう。あな
たの説明では。それがはなはだおかし
いんです。最初から予約申し込みとい
うものが公法上の法律関係としてこ
う出てきておるものなら、そういうこ
も考えられるですが、予約なんだ、私
契約なんだ、こういうことを言つて
以上は、たとえば天災等において、予
約定通りとれない、あるいはそのほかの
事情でとれない、これは当然今の私法
上の理念から言つても、事情の変更
によつて一方的に減額請求ができる
わけなんです、法律上。今の法律
体系で当然これはできることなんだ
です。なぜさういふ基本的な認められ
ておる概念をこゝで認められないの
か。もしさういふことが認められるも
のならば、予約といふよりなことを初
めから言わないで、これは単なる、何

〇國務大臣(河野一郎君)　私はあえて
食糧法の供出制度をそのまま強調しよ
うとは思ひませんけれども、一般の農民諸
君も食糧法によるこの義務供出の
観念を全然拭拭してしまつて、全面的に
予約制度でこれだといふんだといふこと
に私といたしましてはこの食糧配給の
重責を担つておる建前から、一
方には食糧法を廃止して予約制度一本
で行くべきじゃないかといふ強い御主
張もございましてけれども、決して私
はこれに依存しようとは思はせてお
りません。万々一のこととも考へまして、
一方に、負うところの責任も考へます

〇委員長(江田三郎君)　なお、この問
題に對しまして大臣に御質問がある
と思ひますけれども、ちよつと衆議院の
関係があるよりですか、一応大臣は
あつて、あつてもまたお見えになると
思ひますから、そのときにいただ
くことにしまして、食糧局長官にだけ
残つていただいて政令をもう少しやつ
て行きたいと思ひます。大臣にこの際
申し上げておきたいのは、大臣の出席
によりましてあなたのお考えになつて
おる真意といふものはわれわれにわ
かつたわけですが、おとといの委員会の
ように事務局の説明で不必要な混乱
を来たしたわけでありまして、今後もち
ろんさういふことはないと思ひます
けれども、十分に注意をしてやつてい
ただきたいと思ひます。

〇國務大臣(河野一郎君)　先ほど申
し上げましたように、はなはだ私の不
行き届きで御迷惑をかけたことを深
くおわび申し上げます。どうぞよろし
くお願いいたします。

〇委員長(江田三郎君)　なお、この問
題に對しまして大臣に御質問がある
と思ひますけれども、ちよつと衆議院の
関係があるよりですか、一応大臣は
あつて、あつてもまたお見えになると
思ひますから、そのときにいただ
くことにしまして、食糧局長官にだけ
残つていただいて政令をもう少しやつ
て行きたいと思ひます。大臣にこの際
申し上げておきたいのは、大臣の出席
によりましてあなたのお考えになつて
おる真意といふものはわれわれにわ
かつたわけですが、おとといの委員会の
ように事務局の説明で不必要な混乱
を来たしたわけでありまして、今後もち
ろんさういふことはないと思ひます
けれども、十分に注意をしてやつてい
ただきたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) それではこの米穀に関する政令につきまして事務当局の方へ御質問があればどうぞ。

○亀田得治君 いつかの委員会が長官でなかったかもしませんが、契約をするわけですから農民との間に契約書を交換すると、こういうことを言われおつたのですが、それはそういう契約書の見本はできておりましたか。

○政府委員(清井正君) これは御承知の通りたまたまの取扱ひといたしましては、生産者が上級集荷団体に受け渡しの委託をすることを原則といたしてあります。従つて原則は政府としては最高受託者である全国米穀販売組合連合会、いわゆる全販連、全販連との売買契約になるわけでございます。全販連は代理委託として、代理人として政府と売買契約をするということになるのであります。そこでその契約書はごく簡単な契約書でございます。ただいまごらんに入れますようか。

○亀田得治君 ちよつとそれを資料として出して下さい。

○政府委員(清井正君) ただいま一歩しか持つておりませんが。

○亀田得治君 政府と全販連との間の直接の契約書になるわけですか。

○政府委員(清井正君) さうでございます。

○委員長(江田三郎君) 後は資料として配つていただきます。

○亀田得治君 大体あなたの方の説明が變つてきておるのです。本来この制度というのはちよつとおかしいのですね、出発点が。結局自由販売とそうでない制度とのチャンポンのような制度になつてゐるから、はなはだ法律構成

がむづかしいのだと思ひますが、ところが、初めの間は農林当局の説明等は自由販売のような感じが非常に強く出ておつたわけですから、ところがだんだん時間がたつと、それが變つてきておるといふ感じがするのです。その辺の心境の変化なりそういうふうな点の事情の説明を、一つ政治的な立場を離れて率直に一べん御説明してもらいたい。

○政府委員(清井正君) 初めと終りと説明を違へたという御指摘でございますが、研究未熟のために若干初めに御説明申し上げたことと本日御説明申し上げておることと違ふことは確かにあるわけでございます。

ただいま亀田さんが御指摘になりました点も確かにその点なものであります。初めは減額の場合についてすつかり何と申しますか、本人の言うことを聞いた上で、最後にやると、こういう趣旨で御説明いたしましたのであります。が、政令案となりましたときには、ただいま御説明申し上げたような形になつたわけでありまして、そういう意味合いにおいては当初御説明申し上げたこととたまたますつかり形が違つたこととたまたますつかり形が違つたこととに御説明申し上げたことが違つて参りました点があることは私も率直にこれは認めざるを得ないのであります。その点はあくまでもそういう意味合いにおきましての違ひでありまして、堅持として、すなわちこの制度を実施する上での根本的な精神につきましては少しも私ども結局初めと終りに變りがないつもりでおるわけでありまして、何分にも新しい制度でございますので、政令をいろいろ作りまして、いろいろ売買契約書を作りまして

り、いろいろ事務的に非常に過剰なことでございまして、その間いろいろ相談をいたして参ります場合において、率直に申しまして、いろいろ意見が出ました。それをいろいろ集大成し、研究に研究を重ねた結果、最後にきまりました点でございますので、研究過程においていろいろ御説明申し上げたことは、あるいは非常に間違つたような印象をお与へたことは、はなはだ恐縮でございます。私どもいたしましては終始一貫この制度を完全実施するためにいかなる法制的な形にしたらいいか、あるいはいかなる売買契約の形にしたらいいかということに努めて苦心をして研究したつもりでございますので、この点さう御了承願ひたいと思ひつております。

○亀田得治君 それはまあ弁解されておりますけれども、確かに途中で心境の変化が起きておると私は見てゐるのです。私が指摘しました点は單なる事務的な問題じゃないのです。これはこういうふうに変えられれば、従前のこの供出制度と大同小異なんです。そのことはいい悪いは、これは別個な判断、私どもそれも相当なり意味があると考えてゐるのです、いろいろな事情から。だからちよつと書き方の違ひではないのでしてね、そういう意味では、だからそういうふうないろいろ研究しておる間になつてきたというところは、いろんな日本の食糧等を確保して行くためには、いわゆるこの自由販売ではいけないのだ、やはりさうでない考え方というものでやつて行かないとこれはだめなんだ、そういうふうなやつぱりものが基礎になつてこ

うなつてゐると思う。だからその辺をもう少し率直に話してほしいのです。

○政府委員(清井正君) まあ今後の問題につきましてはなお十分検討いたすこととでございますが、私どもいたしましては食糧管理制度全般の方向を考へながら、この制度についてどうということでもなしに、昭和三十年産米につきましてはこの売渡し制度によつて実施するといふふうなきまつておりましたので、そのことについていかなる形においてこれを法制的に裏付け、いかなる形においてこれを契約面において裏付けするか、この制度を完全に目的通り実施するためにどうすることがいいかということについての研究を重ねてきたわけでありまして、従いまして本制度のみならず米穀の統制全般の問題にとらみ合ひながら、この制度を考へたといふことではないのであります。

いわけ三十年産米においてはこの事前の売り渡し制度を実施するということについての今申した事務的な交渉、法制的な裏付け、あるいは契約上の裏打ちといふことについて、せつかく苦心をいたして参つたのであります。その点は先ほどお答え申し上げたことと同じことを申し上げたことになつたわけでございますが、そういう意味合いにおいて多少当初に御説明申し上げたことと後に御説明申し上げたことが違つて参りましたことは、はなはだ事務当局といたしまして申しわけない次第でございますが、最後に決定いたしましたのはそういうことでござい

ます。その点多少精神的といひますか、單なる事務的な問題じゃない、思想的に導うのじゃないかという御指摘を受けるわけでございますが、とにかく最後にきまりましたのは、以上のよう

うにきまりましたわけでございます。その点趣旨をよろしく御了承願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 ちつとも了解できないのですよ。それで長官は、じゃこういう政令案が従来のこの供出制度、それとどれだけ違うというふうにお考えになつておるか、私はもう本質的にはこんなものは少しも變らないのだ、そういうふうにおつておるのです。その点はいかがでしょうか。以前に説明を聞いた場合には、これは相当違つておる、少くとも五割は違つておる、こういうふうに感じたのです。これでは、これはもう全然違わぬわけなんです。そのへんの評価をどういふふうにされますか。

○政府委員(清井正君) まあ御批判を受けたのであります。私どもはいわゆる今までの供出割当を本人の申し込ましたものを三条一項で裏打ちするといふことで、第三条の規定があるわけでございます。で、五割に外はございまして、五割に外は、五割に外は三割であります。その点が今までの供出割当と違つておつたと思ひます。これは御承知のように食糧法の建前のものといふことになつておりますので、食糧管理法の全般の法律体系のもとにおいて新制度を実施するといふ前提のもとに出発しておるわけでございます。それで、三条一項で「政府ニ売渡すべし」といふことになつておりました、その売り渡しについての米価のきめ方が書いてあるわけでございます。そういうふうな関係でございまして、現行食糧管理法を維持して、食糧管理法の建前でやる以上は、当然三

条一項に基いた売り渡しによつてやらなければならぬという前提に立つてこの制度を立案したわけでございます。そのうち、なにかつ従前のいわゆるあの割当というものを本人の自由なる発意に基く売り渡し数量をあとから三条一項で裏打ちをするという、そういう形にするのがこの制度の眼目であらうと、こういうふうに考えますので、その点が従来の制度と違つてゐる点である、そういうふうに私も考へております。その他四条、五条とございまして、あるいは変更の請求権につきましても、ただいま御質問の点もあるわけでございます。いささか統制的なにおいがあるわけでございますけれども、私どももいたしましては、この二条、三条に基くところの本人の申し入れたものをそのまま三条一項ですという原則というものが、事前売渡し制度の眼目であらう、こういうふうに私は考へております。

○亀田得治君 それは二条、三条のほかに四条、五条があるから、実質的には同じである、それは本質的な差異とは言えないでしよう。それで、ともかくこの新しい制度にとりかかった当時には、初めは私契約の段階、途中でそれに對して適当な補正をして、しかる後にこの公法上の義務、こういう考え方ははつきりしておつたわけなんです。これであれば非常な大きな違いです。これは性格上で、その場合ですとたとえば最初の契約をしたものに對して公法上のそういう義務を課することができるとか、こういうことすら実は問題になる性質のもので、その場合には私契約に對する不履行に對しては、これは法律上履行を求める方法が

あるわけですから、果してそういう私契約に對してこの九条のような義務をかぶせられるかどうか、こういうことは大きな疑問です。たとえばそういうことを政令で書いてあつても、これは無効ではないかというくらい議論が出てくるくらい、ともかく実は大きな差異を持つておつた、初めのころのものは、ところがあなたの方で實際上そういうことになる、豊作の年はいい、あるいはそうでない場合には非常に困るのじゃないか、こういうふうなおそらく検討をされた結果、だんだんだんだんこういうふうな後退してきてゐるのです、それは事務的なことではないのです。だからこれはちよつと御説明では納得いたしかねるわけですが、一応この程度にしておいて、もう少し何か契約書ですか、それ等を見て適當なときに質疑をしてみたいと思ひます。一応これで終つておきます。

○委員長(江田三郎君) ちよつと私長官にお尋ねしておきますが、第四条の市町村長は云々ということでは「政府買入数量として定めることができる。」と云うなつてゐるわけでございます。これは必ずやらなければならぬというものでなしに、市町村長の任意でございましょうか。

○政府委員(清井正君) さようでございます。

○委員長(江田三郎君) 十一條の「都道府県知事は、その最後のところに『必要な指示をするものとする。』」と云う内容が、必要な指示」といふもの、明ではこの「必要な指示」といふのは、数量の指示以外ということでございますが、それはその通りか、さらに具

體的な内容はどうかその点を……。○政府委員(清井正君) その点先ほど、前に御説明申し上げました通り、数量の指示は入つておりません。具體的な内容といつたにしても、ただいま考えられますのは、ある一定のものについて報告を求めるとか、あるいは一定の事項について知事の承認を受けさせるとか、あるいは一定の月日までこのようしろという指示をする、そういうようなものがあると思ひますけれども、数量の指示というものは絶対入っておりません。

○清澤俊英君 亀田君が言つてゐるが、たゞその訂正事項が、町村長にせられてしまふのです、自分の数量の変更を言つて来た場合に、これは今までは農業委員会というものが非常によく働くもので、ここでも調整してもらへるということになつておりますが、この場合町村長の裁量が不服の場合には、やはり直接農林大臣に異議が申し立てられるように訂正できませんか。

○政府委員(清井正君) この点の規定は、従来の規定にも若干あつた規定をそのままとつたわけでございます。これは個々の関係のことでございますし、ことに市町村長は事情はよくわかつてゐることでございまして、また實際問題といつたしまして、減額請求に對して、市町村長はそのことを拒否するといふ場合は、これは實際問題として考えられまふのでその程度のことまでは必要はないと考へております。

○清澤俊英君 そこで一番問題になりますのは、やはりこの問題の出たときに事前売り渡し制度の大体の概略の構想を聞いたときに申し上げたのであり

ますが、このたびの事前予約交付の構想といふものが、農業団体は契約を結んで、これには農業委員会も参加しておれば地方農業会も参加しておれば、そのものが参加してゐるのです。それが集荷に、實際上契約上の集荷に當る、こういうのでありますから、現実の農村の事情とすれば今までのものとちよつと取扱ひが違つてくる。今までは、農業委員会自身は政府との間に立つた農民の代表として、いつも中和体をなしてきて、だからあなたの方には非常にじやまな存在だつた。それが契約してきて、形から言へば一応の割当という形になつてゐる、それをその人間が集荷して行くのだから、そこに非常に無理があるから、従つて今までそういう規定であつたとしても、この際、もしそういう農業団体等の全体が、そういう空気があつても、それにも不服があるものは農林大臣に一応その不服を申し出るくらいのを道を開いてやる、これが現実の農村の事情として正しくはないか、こういうことです。ちよつとこの前とは違ひますよ。

○政府委員(清井正君) お話しの御趣旨は私もよく了解ができるのでありますけれども、實際問題といつたしまして、ほとんどこれは申し出があらうれば、それを拒否することは實際問題としてできないんじゃないかと考へるのであります。現在の規則もこうなつております。またそれが違つてゐるかというお話でございますが、實際の運用といつたしまして、個々の生産者の問題でありますから、そこまでの必要がありまふかどうか、ちよつと私どもも疑問であると思ひますが、御趣旨の

点もありますので、研究したいと思ひます。

○池田宇右衛門君 私はこの政令を初めて読んでみて、実に大臣は各位の質問に對して陳謝したけれども、なぜこのういふことをして、政令まで出して、そして農村にあつた味を悪くして、今清澤委員の言通り、せつかく各団体が協力して、しかも農家も納得して、予約をしようという段階にきて、その予約をまた受け付ける当初において、農民がもし予約に應じなければ、このういふことをするぞという政令を出したといふことは、これは見ようによつては、農民を事務的に政令をもつて縛るという事です。私はこういうことが、日本の事務当局がまだ農家を理解しない大きな欠点であると思ひます。日本の農家を自由に生産させ、増産させて、食生活を通じて國民の安定をする、その中に介在して、いかに農家を育成し、農家を安定させるか、町村長まで使つてかようなことをしなければ、この問題が解決しないというういふことになれば、一俵予約を計画したときに、非常なそこ不安と、この遂行に對する結果において悪影響があると考へておつたかどうか、私どもは、日本の農家はそれほど今日政府といふものに對して、また國民一般に對して、多少やみの横流れがあるといつたしましても、供出すべきものは供出するすべしに相なつてゐるし、そういう心がまづに相なつてゐる、この政令は日本の農民全体に對しては、重ねて申しますが、はなはだ農民を理解せざるどころのまことに事務的な不法な政令であるといふもの、笑ひの結果に陥つてしまふ。私はこれはせつかく出した

政令であるけれども、はなはだ悲しまざるを得ない。私は予約制度に対してあるいはまた自由販売に対して、順次敗戦十カ年後において、なぜ日本の農家に對してもっと自由と、そして農家の生産を増強するところに重点を置かなかつたかという点に對しては、この政令は遺憾であるという結論をここにはつきり打ち出しておきます。どうか長官においても今後この問題を取り扱ふ上において、この政令を適用するやうなことをしないように、またこの政令を無理に適用して農民を苦しめ、委員会の活動をこのワケ内において活躍させるといふ逆効果の方向へ持つて行かれないように私は望むものであるが、これに對する答弁がどういふ御決心であるか、政令はあくまで生かして活用せよというところは、はなはだ今日の農家にとつて當を得ないが、これに對する御決意を伺いたいと思ひます。

しましては、いたずらに生産者の意思に反することになしに、円滑に本事前売り渡し制度が行くようにということ、この政令を運用して参りたい、このやういふふうに考えます。

○池田宇右衛門君 どうも先ほどのお話がありました。私は食糧庁のことについて、すべてをあげて賛成したいんです。この法律を出して、これは適用しないというけれども、ものは必ず法を作れば、大体適用しないといひながら、非常に運用するときに便利なことが生ずればすぐ利用したがる、ここにあまり法律を作る日本の悪さが存在しておるのである。申すまでもなく皆さんが御知りの通り、日本の農家はきわめて純真であつて、そうして農家は必ずすべてに耐えて協力体制をつくつてはなない。農家にこゝろ無理な法を強いるといふ御決意だから、私はこの点を強く追及いたしませんけれども、なるべくこゝろいふものを作らずに、理解させて、農家を安定し、農家の今日の特異的協力体制を作るときに、政治としてのほんとうのうまみと申しますか、政治はそこにあるんです。法律を作つて人を拘束して、その中に存在してどこにいい政治がありますか、なぜ農家に對してもっと自由と安定と、そして政府と協力する体制を、ほんとうに心から叫んで協力体制をしかないか、私はこゝろいふ点は、はなはだ遺憾である。どうか今後、ただいま長官の言つた通り、あくまでこの政令を利用し、適用しないように、十分に処理に當つては最善の努力を払つてほしいと同時に、予約制度は農家に農協を通じて、その他の市町村を通じて、納得の態度が下部まで浸透するやうな方法を

講じてもらいたい、その方途を十分講ずる御決意をさらにお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 御趣旨の点は十分わかりましたから、政令の運用につきましても、われわれの方といたしましても十分善処したいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) この政令に關連しての質疑は、本日はこの程度にしておきます。

ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

○政府委員(清井正君) この点先ほど申し上げたのでありますが、本来事前売り渡し申込み制度と申しますのは、申すまでもなく現在の食糧管理法の建前という原則でできております。現在の食糧管理法の第三条第一項の売り渡し義務ということから出発いたしておりますので、さういふやうな法律的の關係からこゝろ政令を制定いたしたわけでありまして、ただし、先ほど大臣が申し上げた通り、こゝろ政令は作つてあるけれども、今回の事前売り渡し申込み制度、すなわち生産者が自分で申し込みをしていただいて、できるだけ全部政府に売り渡してもらうといふこと、これは先ほど大臣も申し上げたわけでありまして、私どもといひ

七月二十七日日本委員会に左の案件を付託された

一、中央卸売市場法の一部を改正する法律案(田中啓一君外六名発議)

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條中「地方長官」を「主務大臣」に改め、同條に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ為ス合併又ハ營業ノ譲受ニ付テハ私的独占ノ禁止及ビ公正取引ノ確保に關する法律ノ規定ハ之ヲ適用セス

主務大臣ハ前項ノ認可ヲ為サムト

- スルトキハ公正取引委員会ニ協議スヘシ
- 第十條中「前條」を「前條第一項」に改める。
- 第十三條、第十五條、第十六條及び第二十六條中「第十條」を「第十條第一項」に改める。
- 第十九條中「又ハ地方長官」を削る。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前にした改正前の第十條の規定による許可は、改正後の第十條第一項の規定による許可とみなす。
- 3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のやうに改正する。
- 第四條第二十六号中「中央卸売市場につき認可」を「中央卸売市場に關し認可又は許可」に改める。